

令和2年（2020年）7月16日

保護者様

岱志高校教務部

熊本県における令和2年7月豪雨災害への対応について（奨学金のご案内）

このことについて、今般の豪雨災害の影響で、家計の急変により緊急に修学援助を必要とする場合、緊急貸与において対応することになりましたので、お知らせします。

つきましては、希望される場合、必要書類を揃えて奨学金担当者までご提出をお願いします。なお、申請書様式等については、本校担当者に相談していただくか、県教育委員会ホームページに掲載してありますのでご確認ください。

1 熊本県育英資金（緊急貸与）について ※既に育英資金を貸与している場合は申請できません。

(1) 対象

高等学校に在学し、令和2年度豪雨災害の影響で、家計の急変等により熊本県育英資金を必要とする生徒。

(2) 貸与金額

通常の育英資金と同様（月額8,000円～35,000円）

(3) 利子

無利子

(4) 貸与期間

申請年度の年度末まで（期間が1年以内の場合は翌年度末まで延長が可能）

(5) 申請

- ・申請書類等（県教育委員会ホームページ）
- ・各世帯の家計状況（所得等）を確認できる書類
- ・令和2年度豪雨災害に係る罹災証明書又は被災したことが確認できる書類
- ・被災総額が確認できる書類
- ・保険の補償額が確認できる書類（当該者のみ）

2 熊本県奨学のための給付金（家計急変）について

(1) 対象

高校生が高等学校に在籍し、かつ、高等学校等修学支援金の支給を受ける資格を有している者で、家計の急変等により県民税及び市町村民税の所得割額が非課税相当と認められる世帯又は生活保護を受給しており生業扶助を措置されていない世帯。

(2) 支給金額 (年額)

家計急変 発生月	基準日	1人目の高校生等	・2人目以降の高校生等 ・15歳(中学生を除く) 以上23歳未満の扶養され ている兄弟姉妹がいる高校 生等
7月まで	7月1日	84,000円	129,700円
7～翌3月	申請のあった月の翌月1 日(申請のあった日が月 の初日の場合は、申請の 月の1日)※	84,000円× (申請のあった月の 翌月～翌3月)/12	129,700円× (申請のあった月の翌 月～翌3月)/12

※例えば、7月19日で申請する場合、8月1日が基準日となります。(「申請」とは、家計急変発生日です。)

(3) 申請

- ・申請書類等
- ・生活保護受給証明書及び誓約書又は保護者等の道府県民所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると確認できる書類

**【問合せ先】**

熊本県立岱志高等学校  
奨学金担当：緒方、林田  
TEL：0968-63-0384